

第九章 條約改正經過概要後記

五六四

第一節 改正陸奥條約の性質

五六四

第二節 改正小村條約の性質

五六五

第三節 永代借地權の解消

五六七

第四節 外國人士所有法の改正

五六九

第五節 移民問題に關する交渉

五七〇

第六節 日獨、日英協定稅率の廢止

五七二

第七節 戰後條約改正方針の決定

五七三

第八節 結 言

五七四

條約改正經過概要

第一章 序說 安政諸條約締結の顛末

第一節 概 說

條約改正事業 本邦に於ける條約改正とは嘉永七年乃至明治二年（一八五四年乃至一八六九年）の間に於て米・英・露・蘭・佛・葡・獨逸・瑞西・白耳義・伊太利・丁抹・瑞典・西班牙及奧地利・匈牙利と締結の諸條約中に規定せる治外法權の撤廢、並に慶應二年（一八六六年）英・米・佛・蘭四國と締結した江戸改稅約書による片務的關稅協定を廢棄し、以て泰西諸國と同様獨立自主の國家として、本邦在留外國人出入外國船舶及輸出入貨物に對し、其の領土主權に基き行政權・裁判權及關稅自主權を行使し得べき様の改訂を企圖し、懸命努力の結果終に明治三十二年の改正條約實施により一應成功するに至つた迄の記録である。換言すれば十九世紀初葉以降、泰西諸國と法制習慣を異にせる土耳其・埃及・モロッコ・チュニス・波斯・支那・暹羅・朝鮮等の亞細亞・阿弗利加諸國が英・米・露・佛を主班とする泰西基督教諸國の爲め其の獨立主權の上に大なる桎梏を蒙つた。その同じ桎梏より如何にして先づ日本が解放せ

られ得たかを物語る外交・内政に亘る明治歴代政府三十二年間變理經營の努力史である。茲に開國當初及安政年間に於て締結せられた諸條約及江戸改稅約書締結の顛末を要説して、開國當時幕府當局の近世國際條理に不案内なるに乗して、諸外國が如何に武力的壓迫を加へて本邦國家主權の上に桎梏を枷したかを明かにする。

安政前記舊條約後期舊條約 本邦に於て嘉永七年より安政四年（一八五四年乃至一八五七年）に至る間に於て米・英・露・蘭四國と締結した所謂開國當時の諸條約と、安政五年六月十九日以降違勅を冒し幕府當局が米・英・露・蘭・佛五國との間に調印した所謂安政五ヶ國假條約及夫れ以後葡萄牙以下の諸國と締結した諸條約との間に於ては、均しく治外法權附與を規定して居るが其の行使の範圍に於て根本的の差異がある。

即ち前者は寛永鎖國以後徳川幕府が長崎出島及唐人屋敷に於て和蘭及支那に許せるものと其の性質を同うし、直接政府の管掌下に在る一定の小地區内に於て許された特許貿易に適用せられるものである。換言すれば開國當初の諸條約下に於て外國人は本邦私人との貿易を自由に許さるゝこととなりしが故に、治外法權の適用は一定の小地區内にある外國人との所謂會所による特許貿易又は直接本邦官憲の下に於ける入港外國船舶への必要品の供給に過ぎなかつた。従て是等外國人又は外國船舶に對し強ひて本邦法規を適用するの必要なく、又は等外國人と一般本邦人民との間に民刑事件を生ずるが如きことは稀有の場合の外惹起しなかつたものである。従て當時の幕府當局が是等諸條約に於て外國人及外國船乗組員に對し治外法權を附與することに付何等遲疑することなかつた。寧ろ治外法權を附與することこそ却て徳川初期の所謂朱印船貿易時代に幕府當局が抱懷せる屬人法的觀念に恰當するものであつた。

實際的に見るも是等開國初期に於ける露・蘭・米・英との諸條約に於て外國人は一定地區に於てすら長期の在留は許されることなく、條約締結の主目的たるや本邦に來航する條約國船舶に薪炭水等の所謂缺乏品を日本官憲の特許の下に供給するに在つた。

露及蘭との條約には始めて領事裁判權の附與が規定せられるに至つたが、其の目的たるや主として樺太日露人混住地域に於ける裁判權を明かにするか、又は出島貿易に於ける慣行を法規化するものに外なかつた。

然るに安政五年の米・蘭・露・英・佛五ヶ國との所謂安政假條約となると、從來と異なり開港場内及其の一定區域外の相當廣き範圍に於て、外國人の居住及旅行が認められる外、是等居留地内に於て外國人は一般本邦商人との間に商品の賣買取引を爲すの自由が認められ、更に外國船舶は本邦と諸外國との間及本邦各開港間に於て一般外國貨物のみならず本邦產貨物及本邦人船客すらも自由に回漕し得ることとなつたのである。従て始めて輸出入品の關稅率、稅關諸規則、船舶出入規則等迄も外國との間に協定せられるに至つた。

其の後外國貿易は益々増加し在留外國人の數從て増加するに至り、當初幕府當局に於て差したる讓歩とも考へず、寧ろ當然條理と思つて躊躇なく許與した治外法權は、其の國權に及ぼすところの拘束甚大のものとなつた。安政諸條約調印に對する京都朝廷側の強硬なる反對も治外法權讓與に付て起つたものではなく、治外法權の及ぶ地域の擴大すること即ち兵庫・大阪の如き京都に近い地が開港せられることに付強硬な異議が生じたのである。

即ち嘉永七年の神奈川條約より安政四年の下田條約に至る迄の所謂開國初期に於ける諸條約に付ては治外法權許與を規定せるものもあるも、右治外法權の行使せられる範圍は長崎・下田・箱館の如き僻遠の地に限られ、而も右は政府の直接監督下に在る一定の行爲、例へば出島等に於ける特許貿易・難破船の救助又は寄港外國船舶に對する必要品の供給等に關し生ずべき事件に適用せられるに過ぎざるに付、京都朝廷側に於て異議なかつたものである。

然るに安政五年の假條約となると斯かる特權的外國人が防備薄弱な京都附近に蠢動するに至るべきに付特に由々敷大事と思はれたのである。而して其後右安政假諸條約に對する朝野の不安、殊に其の勅許を得るの遅なく外國よりの壓迫の結果締結せられた反感は、對外的には文久元年（一八六一年）對馬及巨文島に於ける露英艦隊の占據と相俟ち、

斯かる條約を押し付けた米・露・英・佛等一般外國に對する攘夷熱の昂進となり、開國の結果要害の地は外國に占據せられ日本國民は外國人に隸屬するに至るべしと迄主張せられたのである¹。其の赴くところ文久三年五月十日（一八六三年）に於ける攘夷令の實施及下ノ關に於ける外國艦船の砲撃となり、又國內的には斯かる條約調印の責任者たる徳川政府に對する討幕運動と國內統一の強固を招來する王政復古運動となつたのである。

斯くて幕府當局は外に對しては益々安政假條約の規定を約束通り實施すること不可能となり之れか延期を求め、又下ノ關砲撃の賠償策として慶應二年江戸改稅約書の締結を餘義なくせられ、稅權の上に從價五分を基礎改算と云ふが如き安政條約の規定以上の大讓歩をしなければならなく爲つたのである。換言すれば安政諸條約の規定は本邦關稅自主權の行使に關して未だ本邦の受くる拘束甚だしくはなかつたが、江戸改稅約書の締結により本邦も亦土耳其・埃及・暹羅・支那等と同様從價五分の低關稅賦課を偏務的無期限に同意しなければならなかつたのである。

第二節 開國初期に於ける諸條約締結顛末

第一款 米國との神奈川條約

米艦渡來 米國第十三期大統領フィルモア Millard Fillmore（共和黨の前身フイッグ黨）は一八五〇年七月六日（嘉永三年）前任テイラー Taylor 大統領の逝去により就任し、其後一八五三年三月四日（嘉永六年）次期大統領ピアース Franklin Pierce（民主黨）就任迄其の任にあつた。其の在任中日本を開港せしむる目的を以て一八五一年五月十日（嘉永四年四月十日）付を以て日本國皇帝に呈すべき國書を國務長官ウェブスター Daniel Webster をして起草せしめ之れが傳達を提督アウリック Commodore Aulick に命じた。アウリックは米國支那艦隊の司令官として旗

艦サスケエハンナ號に坐乗し、プリマス號、サラトガ號兩艦を率ひて一八五一年六月八日（嘉永四年五月九日）米國東海岸コンフォート港を發して日本に向ふこととなつた。然るにアウリック提督は其の發航後政府の許可なくして私人を軍艦に搭乗せしめたる等の非難を受け航行途中支那より召還せられ、其の後老練有力なるペリー提督 Matthew Calbraith Perry が一八五一年十一月十八日（嘉永四年十月二十五日）其の後任者に指定せられることゝなつた。ペリー提督は改めてフィルモア大統領より一八五二年十一月十三日（嘉永五年）付日本國皇帝 Emperor of Japan に宛てた親書を受取り開國の目的を以て日本に向つた。

右米國大統領親書中に於て米國が日本との和親交通を希望する理由を述べて居るが、其の理由は

一、日本の領土は米國と支那大陸との間に横はる處近年支那に赴くところの米國の商船及軍艦の數を増加するに至りたるが爲め日本より之に薪水の供給を受けるの必要屢々生ずるに至ること。

二、米國の捕鯨船が日本の近海にて屢々難船することがあるが其の船員に對しては從來の如き苛酷なる取扱を爲さず日本官憲より寛宥なる救援を得度き爲めであるとした。

又日本が從來開國を拒否する理由は耶蘇教を嫌ふと云ふことにあるに鑑み、右親書中には特に米國に於ては他國の宗教及内政に干渉することを絶対に禁止して居るに付日本に於ては安心を乞ふ旨を記し、更に進んで物産豊かなる日本は外國との通商交通の開始により大なる利益を有するに至るべきことは疑なきも、萬一開港が日本に採り不都合を生ずる場合あることを政府當局に於て惧るゝならば、試に五ヶ年又は十ヶ年を開港したる後豫期に反せる結果を見れば再び鎖國するも可なり、米國に於て外國と締結する修好通商條約の期限は通常數ヶ年に限定せられ居る慣例であることを迄言及した。

右フィルモア大統領の親書を得たペリー提督は一八五二年十一月二十四日（嘉永五年十月十三日）軍艦ミシシッ